

平成27年度介護保険改訂のポイント

ここが知りたい

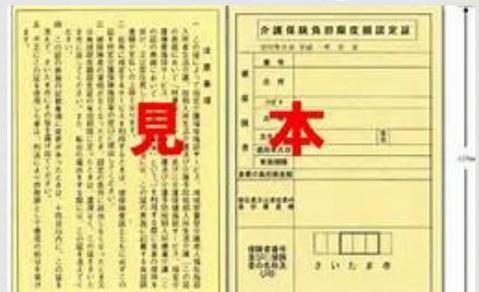
平成27年度 介護保険改訂のポイント ①



【重要な変更】

その1:特別養護老人ホームに入所できる人は、原則として**要介護3以上の人**となりました。

*認知度の症状が重い、深刻な虐待が疑われる家族の支援がないなどの特別な事情があると要介護1や2でも入所が認められる場合があります。



介護保険負担割合証



その2:**一定以上の所得がある人**は、利用者負担が2割になります。平成27年8月から

介護保険の認定者全員に利用者負担の割合(割または2割)が記入された「介護保険負担割合証」が発行されます。

その3:要支援1・2の人が利用する「介護予防訪問介護(ヘルパー)と介護予防通所介護(ディサービス)」が「介護予防・日常生活支援総合事業」になります。横須賀市では、平成28年1月から実施予定。

ここが知りたい

平成27年度 介護保険改訂のポイント ②

平成27年8月1日から、介護保険の費用負担が変わります。

その1:特別養護老人ホームの相部屋(多床室)に入所する課税世帯の人(ショートスティを含む)は、室料相当の額を負担します。(基準費用額:370円→840円 1日あたり)

その2:特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型病院に入所やショートスティをする人のうち、食費・部屋代(室料+光熱費)の負担軽減を受けられる人が、非課税世帯の中の預貯金などが少ない人に限定されます。



ここが知りたい

平成27年度 介護保険改訂のポイント ③

＜介護予防・日常生活支援総合事業について＞

現在要支援1と2の人が利用する「ホームヘルプ」と「ディサービスが横須賀市では平成28年1月から市町村の独自の事業(介護予防・日常生活支援総合事業)となります。

「ホームヘルプ」は「訪問型サービス」となり、身体介護や生活援助、移動支援などが含まれます。「ディサービスは「通所型サービス」として、機能訓練やレクリエーション、体操、自主的な通いの場となります。

サービスを提供するのは、介護サービスの事業所の他にNPO法人やボランティア等による支え合い事業が「多様なサービス」として位置付けられます。

料金は、今までの介護保険報酬のように全国一律ではなく、その地域(自治体)ごとに設定されます。